

## 未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和4年4月1日更新

## 【物件番号 1】

所在地	尼崎市長洲中通1丁目87番2		貸付面積	256.00 m <sup>2</sup>
貸付可能期間	指定なし		契約期間	5年以内
契約更新	契約更新可	最低貸付料年額	1,317,416円	
地目	用悪水路	用途地域	第一種住居地域	
所管課	都市整備局 土木部 河港課	担当者	薄井	
		連絡先 TEL	06-6489-6498	
特記事項	<p>(1) 本物件については、<u>仮設を含め</u>建物設置を伴う用途の貸付けはできない。</p> <p>(2) 隣接地との間にフェンスがない箇所については、本物件と隣接地の境界線に借受者の負担にてフェンスを設置すること。契約終了後は、当該フェンスの所有権を市に帰属させること。</p> <p>(3) 雑草等が周辺に悪影響を与えないよう対策を行うこと。</p> <p>(4) 南側道路については交差点付近のため、車両乗り入れの設置は不可とする。</p> <p>(5) 西側道路からの車両乗り入れを設置する場合、幅員は4m以下とすること。</p> <p>(6) 車両乗り入れを設置する場合は、道路法第24条に基づき尼崎市道路課の承認を受けた上で以下の工事を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道部分の車道用舗装化</li> <li>・ガードレールの撤去</li> <li>・街渠の切り下げ化</li> </ul> <p>(7) その他、道路に影響のある工事等を施工する場合は事前に道路課と協議すること。</p> <p>(8) 本物件の地中には尼崎市公共下水道の管きょが布設されているため、敷地の整備工事、使用は当該下水道施設に支障のない範囲で行うものとし、整備工事、使用に当たっては事前に公営企業局下水道部建設課と協議を行うこと。</p> <p>(9) 貸付期間中においても、下水道施設に係る工事、維持管理等のため必要な場合は、市職員等が貸付地内へ立ち入ることができるものとする。</p> <p>(10) 本物件には尼崎市公共下水道マンホールや柵が存在するため、市職員等が常時開閉・通行可能な状態を維持すること。</p> <p>(11) 市は下水道施設の工事等で必要な場合は、貸付地の一部を閉鎖して使用できるものとする。</p>			
現況	未利用			

未利用市有地の公募貸付け物件個別明細書

令和4年4月1日更新

(位置図)

